

RG裁判闘争 支援委員会

NO. 3

昭和39年4月17日発行
〒100 東京都千代田区千代田 772-3202

司法の反革命的再編

最高裁判所は四月五日、阪口總裁三十三期司法修習生ヲシテ連綿委員会委員長を罷免した。

最高裁に於ける任官拒否に對する修習生の抗議は漸次を以て司法修習生當局に及ぼし、阪口委員長を罷免することにより自らの狼狽を隠蔽しようとした。

昨年末の飯守重任前總裁退任地、家裁所長の、公開質問状問題、私憤地裁、平賀重樹問題、今春に於ける阪口委員長の、そこで日本憲法地、家裁司法権委任状等と司法界内々にゆき動いた。

東京地裁を以てはじめとする各地の裁判所を行つたつたる組織的糾弾指弾、未だ勾留の長期化、保釈金の高額化、欠席裁判、大量処置方式の積極的推進、国選弁護人の弁護権保障の任意等は、近年10、8年争い以来「組織された暴力」として国際主義の旗のもとに斗い抜かれた新しい階級斗争の波においつめられた権力の必死の対応策としてあらわれたものである。

三三期「反法連」の戦線的な同志諸君、この権力の暴挙を行政と一体となつた司法の反革命的再編の場におつたりし

てなされる人事行政面でのあらわれとしてとりえ、法曹界というエリートの世界の力を持ち破り、戦場に於ける戦士の斗いと等しいとして受けとめて、行政、立法府に比べて裁判所にはある程度の信頼を置いてきたという、司法権の独立の理想は、その口レタリアの斗いの荒波によつて白日のもとにさらけ出されたのである。それは、同時に裁判所の権威の失墜でもあった。いわゆる「公正な裁判や、政治的中立」というポーズに文えられた「民主的な裁判所」の威信は、いまや地に落ちたことを認めない何人もいないだろう。

だが、日本帝国主义の近代化、治癒の巨匠、遠くを通じてナチヨナリスムをまきちらし、イデオロギー的、社会再編の方向性、そして、自米反革命同盟の再編強化、自征敵の沖縄派兵、日帝による沖縄の侵略前線基地化という統路線の中で、権力は司法権をどう再編しようとする見とおしをもっているのか、そしてそれをわれわれはどのようにして粉砕しなければならぬのか、いまつきつけられている問題はこれである。

治安検閲へと転化した司法機構は、新たな幻想に包み込まれて国民の前に登場しないか、人民を排斥のワケ内におさめ込むことはできないか、そして権力はその事を百も承知している。だからこそわれわれは一般的な「反動化」という認識ではもはや斗いえないところに来ているのではないだろうか。

新しい秩序の約は、新しい、反秩序、を再立化させ

てみよ、約、この再編の場である。

テツ今あげ、反秩序の名のもとにそれを再編することによつてのみ、約、この再編の場である。

戦闘的学問者仲右と隣に圧殺する一方、労働者の闘いと合法性のワケ中にとじあせようとするこの間の帝国内部社会再編の過程を考えあわせると、三島イヌムや飯守登喜にみられるウルトラ右翼がヘゲモニーをもつては決してなく、良識派の再編の場の中にこそ、新しい理想の確点があるのである。

赤軍派の再編にあたっては弁護士諸氏は、すでにマンツーマンの尾行にたいはまされて、法廷活動、弁護活動そのものが非公然性を要求されるを得ないのである。権力が圧殺しようとする「反秩序」を守り、その斗いを貫徹することこそ、司法の反革命的再編を粉砕する道ではないだろうか。

破防法裁判をまえる弾圧対策の確は（煽動そのものが罪せられることに対する不当性に立脚した闘い）、「実行行為のともなう武装斗争の弾圧対策の命へと侵襲せねばならないだろう。七〇年代の我々の任務はこれである。

法曹界の中に、司法の反革命的再編を粉砕する戦闘が、連帯とは、戦場においてのみ獲得されるものである。司法の反革命的再編を粉砕するさらなる戦線を、武装斗争を闘いぬく兵士を軸に構築しよう。

地下水道
NO.7
RG闘争 特集
 山田弾薬列車斗争
 反レバ武装斗争
 強制収容斗争
関西救援会

弾圧の情勢

京都府警ハシムタポ的 家宅捜査

四月二日深夜十一時頃、京都府警ス
ント持捜班（森重男を頭とする押入り
強盗団）が南部の一活動家の私宅を
急襲しました。同家強盗団の言い分は
「RGの斉藤哲夫の電汽車往來危険被
疑事件に関係している」と言うわけ
です。

ところでその活動家は「斉藤哲夫」
と言う名前も聞いたこともなく、スミ
のシキにも一切関係しておりません。
関西救援会の「地下水道」や「RG裁
判闘争支援委員会」ニュースが出てき
たからと言って、このような押入り強
盗が許されるはずありません。既に
一年数ヶ月前の事件でもあり、今頃家
宅捜査するにはそれ相当の理由が要る
はずです。にもかかわらず、警察の請
求には何の検討も加えず、裁判所は捜
査令状を発行しているのです。このこ
うな弾圧は、赤軍派や単独共産の諸君
に対する無差別の逮捕や強制連行と同
じであり、RGの影におびえるブルジョ
ア階級の心証からの恐怖を物語るも

ます。

のと言えます。また裁判所側の対応も
同様であり、戦陣的左翼の革命運動に
対し、司法の反動化をもってファッシ
ヨ的乗り切りをはかろうとするもので
す。今や支配権力は自らの約性をか
なぐり捨て憲法を頂点とするブルジョ
ア立法を踏みじり、武装を堅持する
RGや赤軍派、東京安保共闘に対し弾
圧を加えてまわります。その弾圧は武
装兵士だけにとどまらず、影に目
そのような兵士を支援する人々に対し
ても直接加えてきています。南部の一
活動家は、RG裁判を積極的に支援し
ていたにすぎないのです。

弾圧のねらいは明らかです。
①武装三派の孤立化と組織破防法適用
の準備、②各派防共的弾圧です。
われわれは警戒心を強化し、弾圧
に対する断絶の準備をすることも、
全く関係のない事件を元々上げた手入
や私物の押収に対し、窃盗として警察
を告訴しなければならぬと考えてい
ます。

ます。

RG（赤軍）に判決

六九年、大阪革命戦等。を闘い、大
阪府警阿倍野署全隊派出前襲撃の斗
いや枚々著版派出前襲撃斗争などを
闘いぬいた赤軍派の堂山君、古川君、
そして山田輝彦送列車斗争等を闘
た元RGの藤田君、山内君に対する判
決が出ました。

堂山、道生 懲役四月
執行猶予一年

古川、経生 懲役三年
執行猶予三年

藤田、好孝 懲役一年六月
執行猶予二年
（ともに放火傷害、強盗予備等
大阪地裁現予一部（原）島武蔵が主）

山内、智 懲役一年六月
執行猶予三年
（電撃軍往來危険、威力並業務妨害
神戸地裁）

佐野茂樹（元共産）奪還

69年4月23日斗争の兇器準備集合罪
で69年10月13日に逮捕され（起訴は11
月2日）て以来、実に五回六日にわた
る長期拘留を闘いとり、去る四月十二
日保釈を勝ちとられました（保釈金70万

公判スケジュール

| | | | | |
|-------|------|---------|------------------------|-----------|
| 4月20日 | 3時 | 神戸地裁 | 8・7神大斗争 | |
| | 1時 | 大阪地裁 | 西書目販 | |
| 21日 | 1時 | 大阪地裁 | 68・10・8斗争 (林、橋本、板倉) | |
| 23日 | 10時 | 大阪地裁 | 寝屋川署襲撃(島岡) | |
| | 10時 | 大阪地裁(民) | 中電(佐渡) | |
| 26日 | 10時 | 大阪地裁 | 大工大斗争 | |
| | 10時半 | 大阪地裁 | 中電マツセンス(佐渡) | |
| | 1時 | 大阪地裁 | 68・6・28アスパック斗争 | |
| 5月4日 | 1時 | 大阪地裁 | 68・10・21斗争 | |
| | 6日 | 10時 | 大阪地裁 | 68・6・15斗争 |
| | 10時 | 大阪地裁(民) | 清陵学園斗争(大塚初田) | |
| | 1時 | 大阪地裁 | 3・15万博斗争 | |

| | | | |
|------|-----|---------|-------------------|
| 5月6日 | 1時半 | 京都地裁 | 70・2・14、69・5・21 |
| 7日 | 10時 | 大阪地裁 | RG公判 |
| | 時 | 京都地裁 | 69・5・23 京大斗争 |
| | 1時 | 大阪地裁(民) | 電通仮処分 |
| | 1時 | 大阪地裁 | 68・6・28斗争 |
| | 1時 | 大阪地裁 | 太陽の塔事件 |
| 10日 | 1時 | 神戸地裁 | 須磨高斗争(小西) |
| | 10時 | 京都地裁 | 69・9・21・22京時討台 |
| 12日 | 10時 | 大阪地裁 | 沢村右翼襲撃 |
| | 10時 | 大阪地裁 | 10・17斗争 |
| 13日 | 1時 | 大阪地裁 | 大市大(中電外関係) |
| | 11時 | 京都地裁 | 立命、告訴(中塚、松本) |
| | 1時半 | 大阪地裁 | 65・10・15斗争(上野、藤原) |
| | 3時 | 神戸地裁 | 前原、仮処分 |